

移入種の防除に関する基本的事項（案）

1．防除の目的

移入種の侵入や定着により在来の生物多様性に影響が生じている場合、または影響が生じるおそれが高い場合に、当該移入種の駆除・排除や、分布域の封じ込め、被害防止に力点を置いた影響緩和等の管理を行い、移入種の影響除去を図る。

2．実施主体及び役割分担

防除を行う主体は、行政（国または地方自治体）が担うのが一般的であるが、行政以外であっても、必要性を認める者が主体となって関係者間の合意形成を図り、主体的に取り組める仕組みを整備する。

防除の必要性を判断するための現況調査、防除計画の策定及び防除事業の実施については、関係行政機関だけでなく、学識経験者や地域住民、N G O等、様々な立場にある者との協力体制に配慮する。

3．実施手順

防除の実施手順は別紙フロー図を基本とする。

防除の必要性を確認するには、現況調査やモニタリング結果による判断をするが、生態系の変化要因の具体的な根拠や食物連鎖の定量的な把握を詳細に行うのは技術的に困難であることから、生物相の変化や当該移入種の生態的特性から科学的な検討を行い、専門家の意見も踏まえてその必要性を判断するのが適当である。

防除計画は、科学的・効率的な防除を行い、関係者間での合意を得るために作成するものとし、計画に基づく実施には関係法令の許認可を緩和する等の措置を検討する。

防除計画には、防除による保全目標、実施内容及び実施範囲、計画期間等を定めることとし、例えば防除実施後に隣接地域から移入種が侵入してきて防除効果が薄くなることのないように、防除を行って得られる成果の永続性に留意する。また、防除後の生物多様性への二次的な影響についても考慮する。

防除計画の作成及び防除事業の実施には、関係者・利害関係者間の合意形成が必須であるが、移入種の繁殖力が強く固有種や希少種の絶滅のおそれが高い場合等、緊急性を要する場合の合意形成のあり方は、別途検討する必要がある。

4．原因者の責任等

生物多様性への影響が明らかな移入種を導入したり、導入後の管理が不適切であった場合など、防除事業を実施するに至った原因者が明らかな場合、その者に防除に関する経費の負担を求める仕組みについて検討する。

防除事業の結果、捕獲した動物の処分については、動物愛護の観点も踏まえた上で考え方を整理していく必要がある。

防除に関する実施フロー図(案)

